千葉市地域公共交通アドバイザー派遣等実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、地域公共交通アドバイザー(以下、「アドバイザー」という。)を派 遣等することにより、地域公共交通を維持または確保しようとする地域住民の自主的な 活動を支援することを目的とする。

第2章 アドバイザーの登録

(登録)

- 第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者を、アドバイザーとして登録すること ができる。
 - (1) 公共交通に関する実務または自主公共交通活動について経験を有する者
 - (2) ワークショップなどによる地域意見集約手法や地域活動に関する知識と経験を有する者
 - (3) その他公共交通に関して専門的な知識、経験または能力を有する者
- 2 前項に該当する従業員をアドバイザーとして派遣等することができる法人は、法人と して登録することができる。
- 3 市長は、第1項の登録を行う場合は、第1項に該当する者に対し、地域公共交通アドバイザー登録依頼書(様式第1号)により依頼し、地域公共交通アドバイザー登録承諾書(様式第2号)により承諾を得るものとする。
- 4 前項の承諾を得たときは、地域公共交通アドバイザー名簿(以下「名簿」という。) に登録し、閲覧に供するとともにその承諾者へ地域公共交通アドバイザー登録決定通知 書(様式第3号)により通知するものとする。
- 5 登録の有効期間は3年以内とし、更新を妨げない。
- 6 登録を受けたアドバイザーは、承諾時の記載事項に変更があったときは、速やかに、 地域公共交通アドバイザー登録事項変更届出書(様式第4号)により、変更内容を市長 に届け出なければならない。

(アドバイザー登録の取消し)

- 第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、アドバイザー登録を取り消すことができる。
 - (1) アドバイザーが、業務に関して、不誠実な行為、営利を目的とする行為または政治的若しくは宗教的な活動を行ったとき。
 - (2) アドバイザーから登録辞退の申出があったとき。
 - (3) 前各号に掲げる場合のほか、市長が不適当と認めるとき。
- 2 市長は、登録の取消しを決定したときは、そのアドバイザーに対して、地域公共交通 アドバイザー登録取消通知書(様式第5号)により通知する。

(業務内容)

第4条 アドバイザーは、地域住民等が実施する「地域の移動手段を維持または確保に資する活動」に必要とされる助言等をするものとする。

(責務)

- 第5条 アドバイザーは、この要綱の趣旨を十分理解し、誠実に業務を行わなければならない。
- 2 アドバイザーは、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第3章 地域への派遣等

(派遣等対象)

- 第6条 アドバイザーを派遣等する活動等は、次の各号のすべてに該当するものとする。
 - (1) 主に千葉市内を対象とした活動であること
 - (2) 公共交通の維持または確保を目的とする活動であること
 - (3)参加者が10名以上見込まれるもの
 - (4) オンライン会議や資料配布による助言等
 - (5) 公共交通の利便性の向上を目的とする活動であること
 - (6) 営利活動、政治活動及び宗教活動を目的としないもの
 - (7) その他本事業の目的に反しないもの

(派遣等期間、回数及び時間)

- 第7条 アドバイザーは、第2条の規定により登録された者の中から派遣等するものとする。
- 2 アドバイザー派遣等については年間6回かつ2年間を限度とする。
- 3 アドバイザー派遣等については1回あたり2時間程度を原則とする。

(派遣等申請)

- 第8条 アドバイザーの派遣等を希望する者は、初回の派遣等希望日の30日前までに、地域公共交通アドバイザー派遣等申請書(様式第6号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長にアドバイザーの派遣等の申請をしなければならない。
 - (1)活動計画書
 - (2) その他市長が必要と認める書類

(派遣等の決定等)

- 第9条 市長は、前条の規定により派遣等の申請があった場合において、第6条に規定する派遣等の要件等を審査し、派遣等の可否を決定したときは、その申請者に対して、派遣等の可否並びに派遣等する期間及び回数並びにアドバイザーの氏名(派遣等しない場合はその理由)を地域公共交通アドバイザー派遣等通知書(様式第7号)により通知するものとする。
- 2 市長は、派遣等するアドバイザーの選任に当たっては、アドバイザーの中からその活

動等に適しているアドバイザーと協議し、派遣等の了承が得られた者を派遣等するもの とする。

3 市長は、前項の規定により派遣等するアドバイザーを選任したときは、そのアドバイ ザーに対して、地域公共交通アドバイザー派遣等要請書(様式第8号)により派遣等の 要請を行うものとする。

(事前打合せ)

第10条 派遣等の要請を受けたアドバイザーは、必要に応じてアドバイザーの派遣等の決定を受けた者と活動の内容及び日程等について派遣等の事前打合せを行うことができるものとする。

(アドバイザーの業務報告)

- 第11条 派遣等の要請を受けたアドバイザーは、派遣等業務後、速やかに地域公共交通アドバイザー派遣等業務報告書(様式第9号)を市長に提出するものとする。
- 2 派遣等回数が複数回の場合は、毎回提出するものとする。

(申請者の実施報告)

- 第12条 アドバイザーの派遣等を受けた者は、派遣等期間満了日から14日以内またはその 年度の末日のいずれかの早い日までに地域公共交通アドバイザー派遣等実施報告書(様 式第10号)を市長に提出しなければならない。
- 2 派遣等期間が複数年度にわたる場合は、最終年度以外の各年度の末日に中間報告をしなければならない。

(派遣等の経費等)

- 第13条 市長は、第11条の業務報告を受けたときは、速やかに、そのアドバイザーに対し、 予算の範囲内において報償費を支給するものとする。
- 2 アドバイザー派遣等に要する資料作成及び印刷の費用並びに会場費等は支給しない。

第4章 その他

(庶務)

第14条 アドバイザーに関する事務は、都市局都市部交通政策課で処理するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーの派遣等に必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4年4月1日から施行する。

 千都交第
 号

 令和
 年
 月
 日

様

千葉市長

地域公共交通アドバイザー登録依頼書

千葉市公共交通アドバイザー派遣等実施要綱第2条第3項の規定により、下記のとおり、公共交通アドバイザーへの登録を依頼します。

- 1 登録要件 千葉市地域公共交通アドバイザー派遣等実施要綱第2条第1項第 号
- 2 登録期間 令和 年 月 日まで
- 3 業務内容 公共交通の維持が困難な地域において、地域住民等が実施する「地域の移動手段を維持または確保する活動」に対する助言等
- 4 報酬額
- 5 添付資料 千葉市地域公共交通アドバイザー派遣等実施要綱

令和 年 月 日

(あて先) 千葉市長

(承諾者) 住 所 氏 名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。 法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

地域公共交通アドバイザー登録承諾書

令和 年 月 日付けで依頼のありました地域公共交通アドバイザーの登録 については、下記のとおりとし承諾します。

- 1 専門分野
- 2 登録期間 令和 年 月 日まで
- 3 経 歴 別紙地域公共交通アドバイザー経歴書のとおり

地域公共交通アドバイザー経歴書

令和	年 月 日現在	写 真 4.5×3.5cm
氏名 〇〇 〇		
○○年○○月○○日 生 (満○○歳)	男・女	
現住所 〒000-0000 ○○県○○市○○町○丁目 00 番 00 - TEL:000-000-0000 FAX:000-000-		· 室
職業 〇〇〇〇 勤務先 株式会社 〇〇〇〇 所在地 〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目 00 番 00 - TEL: 000-000-0000 FAX: 000-000-		F

年	月	学歴・職歴
		学歴
		職 歴

免許・資格	(登録年月日・	登録番号)	

地域公共交通アドバイザー登録者票

		令和	年 月 日現在	
ふりがな	0000 000	00		写 真
氏 名	0 0 0	0		4.5×3.5cm
専門分野	7		男 · 女	
勤務先	○○○○ 株式会社 ○○○○○ 〒000-0000 ○○県○○市○○町 TEL:000-000-0000	J○丁目 00 番 00 ·	号 〇〇〇〇〇ビル 01 -0000 e-mail:	F
年	月		 学歴・職歴	
	学歴			
	免許•	資格(登録年月	日・登録番号)	
備考				

千都交第号令和年月日

様

千葉市長

地域公共交通アドバイザー登録決定通知書

千葉市地域公共交通アドバイザー派遣等実施要綱第2条第4項の規定により、下記の とおり、地域公共交通アドバイザーの登録を決定しましたので、通知します。

- 1 専門分野
- 2 登録期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日まで

令和 年 月 日

(あて先) 千葉市長

(登録者) 住 所 氏 名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

地域公共交通アドバイザー登録事項変更届出書

令和 年 月 日付けで承諾しました地域公共交通アドバイザーの登録について、経歴等に変更がありましたので、下記のとおり届け出ます。

記

【変更内容】

千都交第号令和年月

様

千葉市長

地域公共交通アドバイザー登録取消通知書

千葉市地域公共交通アドバイザー派遣等実施要綱第3条第2項の規定により、地域公 共交通アドバイザーの登録を取り消しましたので通知します。

記

【理由】

(あて先) 千葉市長

(申請者) 住 所 氏 名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

地域公共交通アドバイザー派遣等申請書

千葉市地域公共交通アドバイザー派遣等実施要綱第8条の規定により、地域公共交通アドバイザーの派遣等を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 受けたい派遣等の概要

活動内容	
専門分野	
派遣等期間 時期及び回数	令和 年 月 ~ 令和 年 月 月、月、月の計 回

2 ご連絡先

住所	
氏 名	(法人の場合は、担当者名も記載してください。)
電話番号	
電子メール	
その他	

3 関係書類

- (1)活動計画書
- (2) その他市長が必要と認める書類

千都交第号令和年月日

様

千葉市長

地域公共交通アドバイザー派遣等等通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました地域公共交通アドバイザーの派遣等について、次のとおり派遣等する(しない)ことを決定しましたので、千葉市地域公共交通アドバイザー実施要綱第9条第1項の規定により通知します。

記

(派遣等する場合)

- 1 派遣等期間及び回数 令和 年 月 ~ 令和 年 月 の期間のうち、 回
- 2 派遣等する地域公共交通アドバイザー

氏 名	
住所	
電話番号	
電子メール	
専門分野	

(派遣等しない場合)

【理由】

様

千葉市長

地域公共交通アドバイザー派遣等要請書

令和 年 月 日付けで地域公共交通アドバイザーの派遣等について申請がありましたので、千葉市地域公共交通アドバイザー派遣等実施要綱第9条第3項の規定により、地域公共交通アドバイザーの派遣等を要請します。

1 申請のあった派遣等の概要

活動内容	
専門分野	
派遣等期間 時期及び回数	令和 年 月 ~ 令和 年 月 月、月、月 の 計 回

2 申請者の連絡先

住 所	
氏 名	
電話番号	
電子メール	
その他	

- 3 関係書類
 - (1)活動計画書
 - (2) 申請者から提出された書類

(あて先) 千葉市長

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

地域公共交通アドバイザー派遣等業務報告書

令和 年 月 日付けで要請のありました地域公共交通アドバイザーの派遣 等について、第 回の派遣等業務が完了しましたので、下記のとおり報告します。

対象者	(法人の場合は、担当者名も記載してください。)
日時及び会場	令和 年 月 日() : ~ :
参加者数	人
助言、技術指導の内容	

(あて先) 千葉市長

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

地域公共交通アドバイザー派遣等実施(中間)報告書

令和 年 月 日付けで決定通知を受けました地域公共交通アドバイザーの派遣等について、派遣等期間が満了しましたので(年度末となりましたので)、下記のとおり(中間)報告します。

派遣等期間	令和 年	月 ~ 令和	年 月	
アドバイザー氏名				
	【第1回】	【第2回】	【第3回】	
活動実績 日時 会場 参加者数	【第4回】	【第5回】	【第6回】	
助言、技術指導の内容及び所感				